

E. 国と地方の在り方、地域活性化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
<p>○国と地方 △補助金、交付税、税源配分の三位一体改革 ・15年度予算で芽を出す ・来年6月頃目途に工程表を作成して4年で改革</p>	<p>総務省 財務省 内閣官房</p>	<p>「基本方針2002」において、国庫補助負担事業の廃止・縮減について、年内を目途に結論を出すとしていたことを受け、昨年12月に、「改革と展望」期間中における国庫補助負担事業の廃止・縮減等の基本方針について、「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」（同右「基本方針」という。）が取りまとめられ、閣議に報告された。また、平成15年度予算において、三位一体改革の芽を出した。 ・国庫補助負担金について、総額5,625億円の削減と所要財源に係る暫定措置、 ・地方交付税について、地方財政計画の規模抑制、 ・税源移譲を含む税源配分について、自動車重量譲与税の譲与割合の引上げ等</p>		<p>「基本方針」を踏まえ、各省庁において、国庫補助負担金の整理合理化について更に具体的な検討を進める必要。</p>	<p>①「基本方針」を踏まえ、本年6月頃を目途に、補助金、交付税、税源配分の三位一体の改革案がとりまとめられる予定。 ②、③上記改革案に盛り込まれた内容が「改革と展望」の期間中（平成18年度まで）に実施される予定。</p>

口. 歳出改革					
<p>○国と地方 △補助金、交付税、税源配分の三位一体改革 ・15年度予算で芽を出す ・来年度6月頃目途に工程表を作成して4年で改革</p>	<p>総務省 財務省 内閣官房</p>	<p>「基本方針2002」において、国庫補助負担事業の廃止・縮減について、年内を目途に結論を出すとしていたことを受け、昨年12月に、「改革と展望」期間中における国庫補助負担事業の廃止・縮減等の基本方針について、「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」（同右「基本方針」という。）が取りまとめられ、閣議に報告された。また、平成15年度予算において、三位一体改革の芽を出した。 ・国庫補助負担金について、総額5,625億円の削減と所要財源に係る暫定措置、 ・地方交付税について、地方財政計画の規模抑制、 ・税源移譲を含む税源配分について、自動車重量税と税の譲与割合の引上げ等</p>		<p>「基本方針」を踏まえ、各省庁において、国庫補助負担金の整理合理化について更に具体的な検討を進める必要。</p>	<p>①「基本方針」を踏まえ、本年6月頃を目途に、補助金、交付税、税源配分の三位一体の改革案がとりまとめられる予定。 ②、③上記改革案に盛り込まれた内容が「改革と展望」の期間中（平成18年度まで）に実施される予定。</p>
<p>○総人件費の抑制 ・アウトソーシング、IT化による地方における行政の効率化の定員管理への反映</p>	<p>総務省</p>	<p>(共同アウトソーシング) 平成15年度予算要求において、28.0億円を計上。 これを受け、全国45団体が検討。</p>	<p>全国の都道府県において、市町村との間に共同化に関する協議が開始されるとともに、恒久的な協議会等の枠組みを設定した都道府県が34ある。 将来的な効果として、 ・運用コストの約7割削減(50市町村、人口150万人の場合を想定) ・データセンターの運営等を行う地元IT企業を中心に、通信サービスの提供、ネットワークの保守・運用、メンテナンス、物流サービス等、さらには職員の教育・訓練等について地元で相当の需要効果の創出が期待される。</p>	<p>・業務用アプリケーションの運用・保守等を行うIDC(インターネット・データ・センター)の確保。 ・汎用性、拡張性及び安定性を有するアプリケーションの開発。 ・住民のニーズの高いアプリケーションソフトの適切な開発。 ・アウトソーシングに際して、受託事業者における情報セキュリティ、個人情報保護の確保。 ・行政評価・費用対効果の検証</p>	<p>②③ ・平成15年度中に7程度の都道府県、平成16年度までにすべての地方公共団体における運用開始を予定。 ・地方公共団体に方針を明示し、必要な研修等を予定。 ・各都道府県間において適切な役割分担により早期整備を図る。また、各団体が開発したアプリケーションプログラムを掲示し、互いに共用する仕組みの開発を行う。 ・委託先とのSLA(サービス・レベル・アグリーメント)に関する検討を行う。</p>

E. 国と地方の在り方、地域活性化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
<p>(4) 地方の自立と活力のために『第4部 歳出の主要分野における構造改革 3. 国と地方』に述べる考え方に沿って検討を進める。</p>	<p>内閣官房 総務省 財務省 等</p>	<p>・「基本方針2002」において、国庫補助負担事業の廃止・縮減について、「年内を目途に結論を出す」としていたこと等を受けて、昨年12月に、「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」が閣議報告された。</p> <p>・昨年12月に「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」を閣議報告し、15年度予算においては、三位一体の改革の芽出しとして、国庫補助負担金の整理合理化、地方財政計画規模の抑制を通じた地方交付税総額の抑制、自動車重量譲与税の譲与割合の引上げ等を図ったところ。</p>		<p>・三位一体の改革案のとりまとめに向け、国庫補助負担金、交付税、税源配分について検討を進める必要がある。</p>	<p>①「基本方針2002」を踏まえ、本年6月を目途に、補助金、交付税、税源配分の改革案がとりまとめられる予定。</p> <p>②、③上記改革案に盛り込まれた内容が「改革と展望」の期間中に実施される予定。</p>

E. 国と地方の在り方、地域活性化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ホ. その他の制度改革					
<p>(司法制度・経済法制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当初の予定を繰り上げ、平成14年の秋の臨時国会に建物区分所有法の改正法案を提出する。 (規制改革(都市再生)) ○ 建替え要件の見直し等区分所有法の改正法案を平成14年秋までに作成。 	法務省	平成14年12月4日に「建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成15年6月上旬までに施行される予定。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 増加が推定されている老朽化した区分所有建物の建替えが円滑に実施されることが見込まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 措置済み 	
<p>(規制改革(都市再生))</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 居住用建物の定期借家権への切替を認めることを検討。 ○ 借地借家法上の正当事由制度について客観的要件の導入を検討。 	法務省	個別に関連団体に対するヒアリングを実施するとともに、そのヒアリングの結果を踏まえて、定期借家制度及び普通借家制度に関する実態調査の項目及び方法について検討中である。		<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期借家制度及び普通借家制度に関する実態調査の項目及び方法の確定。 ・ 居住用建物の定期借家権への切替を認めた場合及び普通借家契約における正当事由を客観化した場合の問題点等の検討。 	<p>第156回国会会期末まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期借家制度及び普通借家制度に関する実態調査の項目及び方法についての検討を完了する。 それ以降 ・ 実態調査の結果を踏まえ、研究会等を立ち上げて検討を行い、法改正の要否等について結論を得る。

E. 国と地方の在り方、地域活性化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ホ. その他の制度改革					
<p>(4) 産業発掘戦略 (観光産業の活性化・休暇の長期連続化) 国土交通省は、関係府省と協力して、平成14年度から、外国人旅行者の訪日を促進するグローバル観光戦略を構築し、個性ある日本の文化、自然環境などの国際PRや、地域の特性、創意工夫を活かした観光地づくりを推進する。</p>	<p>外務省</p>	<p>訪日観光客の増加は、対日理解の促進のみならず、産業、雇用の観点からも重要であり、これまでも、外務省は、国土交通省等関係各方面と協力を図りつつ、在外公館国際交流基金等を通じて、我が国の文化伝統や豊かな観光資源を紹介する様々な活動を積極的に行ってきた。その具体的手段は、以下のとおり。</p> <p>1. 広報資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印刷物資料（我が国の文化・観光等を紹介）の配布 ・視覚資料（広報映画・ビデオ（現代日本の素顔を紹介する「ジャパン・ビデオ・トピックス」（毎月制作）等）を各国語版にて制作し、現地TV局にも提供。 <p>2. ホームページ</p> <p>JIN (Japan Information Network) ホームページにて我が国の一般事情を紹介。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Virtual Museum (伝統文化紹介) ・Japan Atlas (各地方の特色を紹介) <p>外務省英語版ホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「Visiting Japan Links」(日本入国についての实用ガイドリンク集) <p>3. 政府広報ビデオ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア太平洋諸国向け政府広報ビデオ（東京への観光誘致を内容とする）を制作 <p>また、本年度はワールドカップ・サッカー大会の開催に際して、在外公館においても、W杯開催地紹介パンフレットを頒布する等、本邦への観光客誘致及び情報提供に努めた。</p>		<p>海外における広報活動を担う在外公館と日本国内の観光関連機関（国際観光振興会（JNTO）、地方自治体等）との協力をいっそう推進し、海外における我が国についてのPR活動を効果的に取り進める。</p>	<p>①第156回国会会期末</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア太平洋諸国向け政府広報番組（東京への観光誘致を内容とする）の放映 ・日本を紹介する教育広報用資料集の作成（CD-ROM等） ・「Tokyo Past and Present」（東京の魅力を多面的に紹介した観光誘致関連コンテンツ）

E. 国と地方の 在り方、 地域活性化	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの 取り組み
イ. 税制改革					
<p>税制改革 ○今後の経済社会の構造変化等に対応した望ましい税制の構築に向けて、政府税制調査会において、今後とも引き続き、所得、消費、資産等の適切な課税ベースの選択、できるだけ広い課税ベースの確保等、幅広い観点から検討を行う。とりわけ貯蓄・消費行動、投資・起業行動、労働供給・就業形態に対する誘因を十分に考慮して、個人、企業の経済行動に対して中立的な税制の構築に取り組む。</p>	<p>財務省・総務省・税制調査会</p>		<p>・税制改革については、昨年6月に政府税制調査会において「あるべき税制の構築に向けた基本方針」が取りまとめられるとともに、税制改革の基本方針を含む「基本方針2002」が閣議決定された。これらも踏まえ、平成15年度税制改正で広範にわたる改正を行うこととしている。</p>		<p>①第156回国会において平成15年度税制改正法案の年度内成立を図る。法案の成立・施行にあたっては、新しい制度が国民に利用されるよう政府広報等の手段により情報提供を行う。 ②・③「基本方針2002」や「あるべき税制の構築に向けた基本方針」を踏まえ、更なる検討を行う。</p>

<p>自立した国・地方関係の確立 ○地方行財政の効率化を前提に自主財源を中心とした歳入基盤を確立し、税財源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築するとの観点から、地方税の充実確保を図ることが重要である。その一環として、地方分権推進会議における事務事業のあり方及び税財源配分のあり方に関する調査審議を踏まえながら、国と地方の役割分担の見直しを踏まえつつ、国庫補助負担金の整理合理化や地方交付税のあり方の見直しとともに、税源移譲を含め国と地方の税源配分について根本から見直し、そのあり方を検討する。その際、国・地方それぞれの財政事情や個々の自治体に与える影響等を踏まえる。</p>	<p>総務省・財務省・税制調査会</p>	<p>・「基本方針2002」において、国庫補助負担事業の廃止・縮減について、「年内を目途に結論を出す。」としていたことを受けて、昨年12月に「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」が閣議報告された。また、「基本方針2002」においては、上記を踏まえ、「国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革工程を含む改革案を、今後一年以内を目途にとりまとめる。この改革案においては、国庫補助負担金について、「改革と展望」の期間中に、数兆円規模の削減を目指す。同時に地方交付税の改革を行う。9割以上の自治体が交付団体となっている現状を大胆に是正していく必要がある。このため、この改革の中で、交付税の財源保障機能全般について見直し、「改革と展望」の期間中に縮小していく。他方、地方公共団体間の財政力格差を是正することはなお必要であり、それをどの程度、また、どのように行うかについて議論を進め、上記改革案に盛り込む。これらの改革とともに、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては、移譲の所要額を精査の上、地方の自主財源として移譲する。」とされている。 ・昨年12月に「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」を閣議報告し、15年度予算においては、三位一体の改革の芽出しとして、国庫補助負担金の整理合理化、地方財政計画規模の抑制を通じた地方交付税総額の抑制、自動車重量譲与税の譲与割合の引上げ等を図ったところ。</p>		<p>「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」に基づき、国庫補助負担金の整理合理化について、更に具体的な検討を進める必要があり、また、これとあわせて、三位一体の改革案のとりまとめに向け、交付税、税源配分について検討を進める必要がある。</p>	<p>①「基本方針2002」を踏まえ、本年6月を目途に、補助金、交付税、税源配分の改革案がとりまとめられる予定。 ②・③上記改革案に盛り込まれた内容が「改革と展望」の期間中に実施される予定</p>
--	----------------------	---	--	---	--

口. 歳出改革

<p>PFI方式を活用した公務員宿舎整備</p>	<p>財務省</p>	<p>・都内3箇所の公務員宿舎の建替えをPFI方式により実施することとし、平成14年12月に選定事業者と事業契約を締結した。</p>	<p>平成14年度において実施した公務員宿舎赤羽住宅(仮称)整備事業並びに公務員宿舎駒沢住宅(仮称)及び池尻住宅(仮称)整備事業においては、落札者選定の結果、それぞれ17.49%、27.11%のVFM(Value For Money)が算出された。</p>	<p>今後も公務員宿舎の建替えをPFI方式により実施する。</p>	<p>平成15年度に予定されている、東京都、大阪府、愛知県に所在する4住宅の建替えをPFI方式により実施すべく、所要の準備を行う。 ①実施方針公表 ②選定事業者との事業契約締結 ③事業の実施</p>
--------------------------	------------	--	--	-----------------------------------	---

<p>自立した国・地方関係の確立 ○地方行財政の効率化を前提に自主財源を中心とした歳入基盤を確立し、税財源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築するとの観点から、地方税の充実確保を図ることが重要である。その一環として、地方分権推進会議における事務事業のあり方及び税財源配分のあり方に関する調査審議を踏まえながら、国と地方の役割分担の見直しを踏まえつつ、国庫補助負担金の整理合理化や地方交付税のあり方の見直しとともに、税源移譲を含め国と地方の税源配分について根本から見直し、そのあり方を検討する。その際、国・地方それぞれの財政事情や個々の自治体に与える影響等を踏まえる。</p>	<p>総務省・財務省・税制調査会</p>	<p>・「基本方針2002」において、国庫補助負担事業の廃止・縮減について、「年内を目途に結論を出す。」としていたことを受けて、昨年12月に「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」が閣議報告された。また、「基本方針2002」においては、上記を踏まえ、「国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革工程を含む改革案を、今後一年以内を目途にとりまとめる。この改革案においては、国庫補助負担金について、「改革と展望」の期間中に、数兆円規模の削減を目指す。同時に地方交付税の改革を行う。9割以上の自治体が交付団体となっている現状を大胆に是正していく必要がある。このため、この改革の中で、交付税の財源保障機能全般について見直し、「改革と展望」の期間中に縮小していく。他方、地方公共団体間の財政力格差を是正することはなお必要であり、それをどの程度、また、どのように行うかについて議論を進め、上記改革案に盛り込む。これらの改革とともに、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては、移譲の所要額を精査の上、地方の自主財源として移譲する。」とされている。 ・昨年12月に「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」を閣議報告し、15年度予算においては、三位一体の改革の芽出しとして、国庫補助負担金の整理合理化、地方財政計画規模の抑制を通じた地方交付税総額の抑制、自動車重量譲与税の譲与割合の引上げ等を図ったところ。</p>		<p>「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」に基づき、国庫補助負担金の整理合理化について、更に具体的な検討を進める必要がある。また、これとあわせて、三位一体の改革案のとりまとめに向け、交付税、税源配分について検討を進める必要がある。</p>	<p>①「基本方針2002」を踏まえ、本年6月を目途に、補助金、交付税、税源配分の改革案がとりまとめられる予定。 ②・③上記改革案に盛り込まれた内容が「改革と展望」の期間中に実施される予定</p>
--	----------------------	---	--	---	--

E. 国と地方の在り方、地域活性化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
<p>○国と地方 ◇補助金、交付税、税源配分の三位一体の改革 ・15年度予算で芽を出す ・来年6月頃目途に工程表を作成して4年で改革</p>	<p>内閣官房 総務省 財務省 等</p>	<p>・「基本方針2002」において、国庫補助負担事業の廃止・縮減について、「年内を目途に結論を出す」としていたこと等を受けて、昨年12月に、「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」が閣議報告された。 ・昨年12月に「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」を閣議報告し、15年度予算においては、三位一体の改革の芽出しとして、国庫補助負担金の整理合理化、地方財政計画規模の抑制を通じた地方交付税総額の抑制、自動車重量譲与税の譲与割合の引上げ等を図ったところ。</p>		<p>・三位一体の改革案のとりまとめに向け、国庫補助負担金、交付税、税源配分について検討を進める必要がある。</p>	<p>①「基本方針2002」を踏まえ、本年6月を目途に、補助金、交付税、税源配分の改革案がとりまとめられる予定。 ②、③上記改革案に盛り込まれた内容が「改革と展望」の期間中に実施される予定。</p>
ロ. 歳出改革					
<p>○国と地方 ◇補助金、交付税、税源配分の三位一体の改革 ・15年度予算で芽を出す ・来年6月頃目途に工程表を作成して4年で改革</p>	<p>内閣官房 総務省 財務省 等</p>	<p>・「基本方針2002」において、国庫補助負担事業の廃止・縮減について、「年内を目途に結論を出す」としていたこと等を受けて、昨年12月に、「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」が閣議報告された。 ・昨年12月に「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」を閣議報告し、15年度予算においては、三位一体の改革の芽出しとして、国庫補助負担金の整理合理化、地方財政計画規模の抑制を通じた地方交付税総額の抑制、自動車重量譲与税の譲与割合の引上げ等を図ったところ。</p>		<p>・三位一体の改革案のとりまとめに向け、国庫補助負担金、交付税、税源配分について検討を進める必要がある。</p>	<p>①「基本方針2002」を踏まえ、本年6月を目途に、補助金、交付税、税源配分の改革案がとりまとめられる予定。 ②、③上記改革案に盛り込まれた内容が「改革と展望」の期間中に実施される予定。</p>

<p>・歳出削減を行いつつ、改革の成果を他の政策分野に柔軟に再配分</p>		<p>平成15年度予算において、削減すべきものは削減した上で、真に重要な施策には、編成過程を通じて大胆に重点配分。</p>	<p>①歳出削減 ・予算執行調査の結果等を活用した、徹底した単価の見直し ・公共事業関係の国庫補助負担金の削減 ・雇用保険制度の抜本的見直しによる制度の安定的運営の確保 ②重点配分 ・科学技術振興費について、総合科学技術会議による優先順位付け（SABC）を踏まえた大胆な再配分 ・公共投資について、大都市圏拠点空港や三大都市圏環状道路等への重点配分</p>	<p>平成十六年度の財政運営目標については、「改革と展望」において示された中長期的な財政運営のあり方等を踏まえながら、今後検討。</p>	<p>同左</p>
---------------------------------------	--	---	--	--	-----------

E. 国と地方の在り方、地域活性化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
<p>(4) 地方の自立と活力のために『第4部 歳出の主要分野における構造改革 3. 国と地方』に述べる考え方に沿って検討を進める。</p>	<p>内閣官房 総務省 財務省 等</p>	<p>・「基本方針2002」において、国庫補助負担事業の廃止・縮減について、「年内を目途に結論を出す」としていたこと等を受けて、昨年12月に、「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」が閣議報告された。</p> <p>・昨年12月に「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」を閣議報告し、15年度予算においては、三位一体の改革の芽出しとして、国庫補助負担金の整理合理化、地方財政計画規模の抑制を通じた地方交付税総額の抑制、自動車重量譲与税の譲与割合の引上げ等を図ったところ。</p>		<p>・三位一体の改革案のとりまとめに向け、国庫補助負担金、交付税、税源配分について検討を進める必要がある。</p>	<p>①「基本方針2002」を踏まえ、本年6月を目途に、補助金、交付税、税源配分の改革案がとりまとめられる予定。</p> <p>②、③上記改革案に盛り込まれた内容が「改革と展望」の期間中に実施される予定。</p>

E. 国と地方の在り方、地域活性化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
(土地税制) 都市再生等、土地の有効利用の促進に資するため、土地税制の見直しを行う。	財務省 総務省	平成15年度税制改正において、登録免許税等、土地流通課税の大幅な軽減を行うこととしている。	第156回国会に、平成15年度税制改正法案を提出。		①第156回国会において平成15年度税制改正法案の年度内成立を図る。法案の成立・施行にあたっては、新しい制度が国民に利用されるよう政府広報等の手段によりPR・情報提供を行う。
ロ. 歳出改革					
・日本政策投資銀行の都市再生関連融資の拡充。	財務省 国土交通省	都市再生を促進するため、都市再生緊急整備地域において行われる建築物整備事業を支援する制度を創設（平成14年11月22日）	都市再生緊急整備地域内でのプロジェクトの誘導		都市再生プロジェクトへの適切な対応
ホ. その他の制度改革					
・日本政策投資銀行の都市再生関連融資の拡充。	財務省 国土交通省	都市再生を促進するため、都市再生緊急整備地域において行われる建築物整備事業を支援する制度を創設（平成14年11月22日）	都市再生緊急整備地域内でのプロジェクトの誘導		都市再生プロジェクトへの適切な対応

E. 国と地方の在り方、地域活性化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ロ. 歳出改革					
<p>・「大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点形成（第2次決定）」プロジェクトについて、地元の推進体制を支えるための国における協議の場を、年内を目途に設置する。</p>	<p>都市再生本部、関係府省</p>	<p>平成13年度第1次補正予算及び第2次補正予算を活用して、ライフサイエンス研究拠点形成及び各拠点間の相互連携体制の構築を図った。</p>	<p>平成13年度第1次補正予算及び第2次補正予算を活用して、ライフサイエンス研究拠点形成及び各拠点間の相互連携体制の構築を図った。</p>		<p>引き続き、各種施策の活用により、大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点形成の実現に向けた支援を行う。</p>
<p>・「大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点形成（第2次決定）」プロジェクトについて、早期に着手する。</p>	<p>都市再生本部、関係府省</p>	<p>平成14年度予算及び第1次補正予算を活用して、ライフサイエンス研究拠点形成及び各拠点間の相互連携体制の構築を図った。</p>	<p>平成14年度予算及び第1次補正予算を活用して、ライフサイエンス研究拠点形成及び各拠点間の相互連携体制の構築を図った。</p>		<p>引き続き、各種施策の活用により、大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点形成の実現に向けた支援を行う。</p>

ホ. その他の制度改革

<p>・「大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点形成（第2次決定）」プロジェクトについて、地元の推進体制を支えるための国における協議の場を、年内を目途に設置する。</p>	<p>都市再生本部、関係府省</p>	<p>平成13年度第1次補正予算及び第2次補正予算を活用して、ライフサイエンス研究拠点形成及び各拠点間の相互連携体制の構築を図った。</p>	<p>平成13年度第1次補正予算及び第2次補正予算を活用して、ライフサイエンス研究拠点形成及び各拠点間の相互連携体制の構築を図った。</p>		<p>引き続き、各種施策の活用により、大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点形成の実現に向けた支援を行う。</p>
<p>・「大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点形成（第2次決定）」プロジェクトについて、早期に着手する。</p>	<p>都市再生本部、関係府省</p>	<p>平成14年度予算及び第1次補正予算を活用して、ライフサイエンス研究拠点形成及び各拠点間の相互連携体制の構築を図った。</p>	<p>平成14年度予算及び第1次補正予算を活用して、ライフサイエンス研究拠点形成及び各拠点間の相互連携体制の構築を図った。</p>		<p>引き続き、各種施策の活用により、大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点形成の実現に向けた支援を行う。</p>

E. 国と地方の在り方、地域活性化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ロ. 歳出改革					
<p>文部科学省、経済産業省は、平成14年度以降も引き続き、民間人の大学への登用、産学におけるワンストップ窓口の整備など、大学等における連携推進体制を構築する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>・民間企業等出身の専門人材を国立大学共同研究センター等へ配置する(平成15年度予算案1,356百万円)。 ・大学知的財産本部整備事業を推進する(平成15年度予算案2,415百万円)。 ・国内の国公立大学等における産学官連携窓口をまとめた冊子(CONTACT'02)を作成し配布。</p>	<p>平成15年2月時点で民間企業等出身の専門人材を国立大学共同研究センターに102名配置。</p>	<p>窓口の周知を図るとともに学内での連携・連絡体制を密にするなど、今後とも体制整備を進める必要がある。</p>	<p>・専門人材の充実及び情報交流を促進する。 ・大学知的財産本部整備事業等を引き続き実施。</p>
ハ. 規制改革					
<p>文部科学省は、国立大学の法人化を待たず、平成15年度から、弾力的な勤務形態(例えば週20時間勤務)による教官の任用を進め、兼業・起業を促進する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>右成果の実施に向けて関係規定等の整備を行い、国立大学等に周知する。</p>	<p>「構造改革特区推進のためのプログラムにおいて、国立大学教員等が勤務時間内に兼業することについて、TLO及び研究成果活用企業における役員兼業については構造改革特区で、また、産学官連携活動のために行う非役員兼業については全国で可能とする旨明記。</p>	<p>現場への周知徹底が必要。</p>	<p>国立大学等の法人化後は、各大学において、さらに兼業・起業が促進されるよう弾力的な勤務形態を設計。</p>

<p>文部科学省、厚生労働省は、医療・介護、保育、労働、教育等の社会的規制分野において、民間による良質で効率的なサービス提供を推進する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>平成14年8月の中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」を得た。これを受けて、「平成12年度以降の大学設置に関する審査の取扱方針」における「大学、学部の設置及び収容定員増については、抑制的に対応する」との方針は撤廃するとともに、校地や校舎の自己所有要件を緩和するため、「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」を改正することとした。</p>			<p>改正後の「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」については平成15年4月施行予定</p>
		<p>私立学校の設置促進を含め多様な小・中学校の設置を促進する観点から、小学校設置基準及び中学校設置基準を策定し、小・中学校の設置基準を明確化した。</p>	<p>小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号）及び中学校設置基準（平成14年文部科学省令第15号）を策定。（平成14年4月1日施行）</p>		
		<p>構造改革特区において、株式会社による学校設置及び不登校児童生徒等の教育を行うNPO法人で一定の実績等を有するものの学校設置を容認する。</p>			<p>第156回国国会期末構造改革特別区域法の改正</p>

<p>進展の遅い分野の規制改革を地域の自発性を最大限尊重する形で進めるため、「構造改革特区」の導入を図る。こうした地域限定の構造改革を行うことで、地域の特性が顕在化したり、特定地域に新たな産業が集積するなど、地域の活性化にもつながる。構造改革特区については、多くの府省に関係する新たな手法の施策でもあり、内閣官房に推進のための組織を設け、総合規制改革会議等の意見を聴きつつ、地方公共団体の具体的な提案等を踏まえて制度改革の内容等の具体化を推進する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>文部科学省では、特区の1次提案への対応として15の特例措置を、2次提案への対応として6の特例措置を設けることとしたところであり、教育の活性化の観点から、構造改革特区の推進に積極的に取り組んでいる。</p>			<p>特区の2次提案への対応事項についての制度化、平成15年4月からの正式申請への対応等について、今後も教育の活性化を図る観点から積極的に取り組む。</p>
--	--------------	---	--	--	--

ホ. その他の制度改革

<p>文部科学省は、平成14年度中に、研究成果物、知的財産権等の取扱いについて、産学官連携における大学のルールを整備する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>研究開発成果の取扱いに関する検討会において、研究成果としての有体物に関する取扱いルールを明確化。また、科学技術・学術審議会知財ワーキング・グループにおいて、特許等知的財産権の大学への帰属及び組織的管理、活用のあり方について報告書を取りまとめ（14年11月）</p>	<p>各大学において知的財産の取扱いルールを整備することで、各大学の技術移転を促進。 各大学では大学の実状に応じた研究成果有体物の取扱いルールを策定するため、検討委員会を設置し検討を行っているなどルール整備に取り組んでいる。</p>		<p>各大学に対し、引き続きルール整備について周知を図るとともに、平成15年度に開始する大学知的財産本部整備事業を通じ、大学の体制整備を推進する。</p>
<p>文部科学省、経済産業省は、平成14年度以降も引き続き、民間人の大学への登用、産学におけるワンストップ窓口の整備など、大学等における連携推進体制を構築する。</p>	<p>文部科学省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業等出身の専門人材を国立大学共同研究センター等へ配置する（平成15年度予算案1,356百万円）。 ・大学知的財産本部整備事業を推進する（平成15年度予算案2,415百万円）。 ・国内の国公立大学等における産学官連携窓口をまとめた冊子（CONTACT'02）を作成し配布。 	<p>平成15年2月時点で民間企業等出身の専門人材を国立大学共同研究センターに102名配置。</p>	<p>窓口の周知を図るとともに学内での連携・連絡体制を密にするなど、今後とも体制整備を進める必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専門人材の充実及び情報交流を促進する。 ・大学知的財産本部整備事業等を引き続き実施。

厚生労働省、国土交通省等の関係府省は協力して、平成14年度から、学校の夏休みの一部を秋休みに移行したり、長期休暇を地域ごとにずらすなどの休暇の分散化を推奨するとともに、年休計画表の作成の一層の促進等を通じ、休暇の長期連続化や休暇取得時期の多様化を推奨する。文部科学省は、必要に応じ協力する。	文部科学省	・各都道府県教育委員会に対し情報を周知した。	・2学期制の導入により秋休みを行う等の取組みが見られた。	・各教育委員会における教育上の観点からの検討が適切に行われるよう努める必要がある。	必要に応じて情報の提供等を行う。
関係府省は、地元自治体と協力し、道路等利用を含め、イベントやロケ等を通じて、商店街の活性化及び地域の観光振興を推進する。	文部科学省	・平成14年5月より、「映画振興に関する懇談会」を設け、対応策を検討中。	・平成15年1月31日に中間まとめを公表。		平成14年度中に最終提言を取りまとめ、必要施策を講じていく予定。
総務省及び関係府省は、市町村合併を促進し、目途を立てて速やかな市町村の再編を促す。	文部科学省	昨年、市町村合併支援本部で決定した「市町村合併支援プラン」には文部科学省の支援施策として5つの施策が盛り込まれており、8月30日に決定された改訂版ではさらに2つの施策を追加した。			市町村合併に伴い、学校等の統廃合が行われた場合に、その円滑な実施を確保する観点から児童・生徒の教育環境が激変して、著しい不利益をもたらすことのないよう、引き続きその維持向上に努める。
総務省、文部科学省、関係府省は、地方自治体と国立大学等との連携の強化を図る。	総務省、文部科学省	平成14年11月に一定の要件の下で、地方公共団体から国立大学、研究開発関連法人等への寄付金等の支出を可能とする政令が施行された。	地方財政再建促進特別措置法によって地方公共団体からの寄附等を制限されている国立大学、研究開発関連法人等と、地方公共団体の連携・協力をより円滑にするための制度改善が行われた。		国立大学、研究開発関連法人等への情報提供等により、国立大学、研究開発関連法人等と地方公共団体のより円滑な連携・協力を推進する。